

RWE Renewables Japan 合同会社、三井物産株式会社及び大阪ガス株式会社「(仮称)新潟県胎内市及び村上市沖洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和5年4月27日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)新潟県胎内市及び村上市沖洋上風力発電事業 環境影響評価方法書について、RWE Renewables Japan 合同会社、三井物産株式会社及び大阪ガス株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、新潟県知事からの意見を勧案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：新潟県胎内市及び村上市沖合
原動力の種類：風力(洋上)
出力：最大700,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和3年4月6日
環境大臣意見受理	令和3年6月18日
経済産業大臣意見発出	令和3年6月29日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和4年11月9日
住民意見の概要等受理	令和5年1月17日
新潟県知事意見受理	令和5年4月13日
経済産業大臣勧告発出	令和5年4月27日

問合せ先：電力安全課 長尾、野田
電話03-3501-1742(直通)

RWE Renewables Japan 合同会社、三井物産株式会社及び大阪ガス株式会社
「(仮称)新潟県胎内市及び村上市沖洋上風力発電事業 環境影響評価方法
書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 設置する風力発電機の配置や工事規模、基礎構造の形式等の事業計画を可能な限り明確にした上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 対象事業実施区域の周辺においては、他事業者による既設の陸上風力発電所が存在することから、他事業者との積極的な情報交換等に努め、累積的な影響についても、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 鳥類の調査に当たっては、種類に応じた飛翔経路、季節や気象に関連した移動経路の変化等を考慮し、適切な調査、予測及び評価を行うこと。
4. 設置された風力発電機自体が藻場や魚類の定着する場となり、海鳥の餌資源となる魚類の分布に影響する可能性があるほか、風力発電機の設置に伴う海水の流向、流速及び海底地形の変化による水質や沿岸の地形、生態系への影響が考えられることから、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(新潟県知事からの意見書の写しを添付)